



古代ウタ表記の一展開：  
漢文中のウタの記載方法をめぐって

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 乾, 善彦 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/00002619">https://doi.org/10.24729/00002619</a>

# 古代ウタ表記の一展開

— 漢文中のウタの記載方法をめぐって —

乾 善彦

はじめに

『日本靈異記』下卷第三十八縁は、「災与善表相先現而後其災善答被縁第三十八」と題され、世の中に異変がある直前にその前兆のあることを述べる章段であるが、前兆が童謡(ワザウタ)によつて示される前半と、編者景戒の体験した前兆と夢の解釈など、景戒の伝記資料ともなる後半とにわかれる。その前半には、童謡(ワザウタ)が六首収められている。その内の二首は、次のようなものであり、光仁天皇の即位を予兆した前者は続日本紀、催馬楽に、桓武天皇の即位を予兆した後者は日本後紀に、それぞれ記録されるものである。

歌詠言「朝日刺 豊浦寺 西有耶 押天耶 桜井(尔) 押  
天耶 押天耶 桜井(尔) 白玉磯著(耶) 吉玉磯著(耶)  
押天耶 々々々 然而者 国曾栄 我家(曾)栄(耶) 押

天耶」

(日本靈異記下卷第三十八縁)

童謡曰「葛城寺(乃)前在(也) 豊浦寺(乃)西在(也)  
於志(止/度) 刀志(止/度) 桜井(尔) 白壁(之豆/久  
也) 好壁(之豆/久也) 於志(止/度) 刀志(止/度) 然  
為(波) 国(曾) 昌(由流/也) 吾家(良/曾) 昌(由流  
/也) 於志(止/度) 刀志(止/度)」

(続日本紀光仁天皇即位前紀)

歌詠云「大宮(三) 直向山部之坂痛(奈) 不踐(曾) 土(二  
/ハ) 有(ト/モ)」  
初有童謡曰「於保美野迹 多太仁武賀倍流 野倍能佐賀  
伊太久那布美蘇 都知仁波阿利登毛」

(日本後紀大同元年四月)

(資料の引用については末尾の(資料)による。引用中へは小字  
割書きを、/は割書き中の改行をあらわす。以下同じ。)

前者について、続日本紀では小異があるものの、靈異記と続日本紀とで書き様は同じく宣命書きになっており（催馬楽「葛城」では、本文は続日本紀に同じだが、その書の性格上、一字一音の仮名書きになっている）、後者は、靈異記が他の童謡と同じく宣命書きであるのに対して、日本後紀では一字一音の仮名書になっている。同じウタが資料によって異なる場合、その資料の編集方針の問題か、あるいは、よった原資料の問題が考えうる。前者の小異や後者の書き様の異なりは、原資料の異なることによるとも考えられるし、後者の場合はさらに、漢文中にウタを記載する場合の編集方針の違いとも考えうる。もちろん、靈異記と史書とでは、資料としての質がそもそも異なっており、靈異記には、かならずしも（書かれた）原資料を想定する必要はないのかもしれない。また、ワザウタというものがどのように記録されたのかという問題もかわかってこよう。それは、宣命書きや仮名書きがどのような性格をもつのかということにつながる問題である。

本稿では、この二者の相違を、漢文中のウタの仮名書きという観点と宣命書きや仮名書きの機能という観点とからとらえ、ウタを仮名書きすることの意味について考えてみたい。

## 一、史書のウタ表記

記紀では、ウタは本文に続く形で一字一音の借音仮名によって記されるのが基本である。日本書紀には、いくつか童謡（ワザウタ）も記載されるが、それも例外ではない。

有童謡曰、伊波能杯你 古佐屢渠梅野俱 渠梅多你母 多礙底騰衰囉栖 歌麻之々能鳥賦（蘇我臣入鹿深忌上宮王等威ノ名振於天下独謨儻立）  
（皇極天皇二年十月）

有童謡曰、摩比邏矩都能俱例豆例於能幣陀乎邏賦俱能理歌理鵝美和陀騰能理歌美鳥能陸陀烏邏賦俱能理歌理鵝甲子騰和与騰美鳥能陸陀烏邏賦俱能理歌理鵝（齊明天皇六年是歲）

前者は五七五七七の定型の短歌体、後者は意味不通で解釈に諸説あるが、定型ではないと思しい。文字の大きさは本行と同じであり、また、ウタの前後で改行されることはない。この方法では、漢文中に日本語文が「歌曰く（者）」の形式で表音的に組み込まれていることになる。中国文献における外国語固有名詞の表記方法と同じであり、漢文の方法をそのまま利用したものと見える。つまり、当然のことながら、ウタは固有名詞と同じく、文脈を構成する要素としてのあつかいがなされているのである。日本書紀は基本的に正格漢文であり、一字一音の借音

仮名による仮名書きは、ウタと訓注と一部固有名詞表記とに限られる。同じく、正格の漢文とはいえ、続日本紀以下が、宣命を宣命書きのまま記載するのに対して、日本書紀中に宣命書きがあらわれることはない。古事記では、序文に言挙げされるように「音訓交用」が採用され、ウタや固有名詞、訓注以外にも本文中にさまざまな仮名書き部分があられるが、とくに会話部分など口頭表現的な部分に用いられる傾向が強い。これらの仮名書きは、日本語語形の記載を第一に考えた方法であるといえよう。しかしながら、付属語の仮名書きが見られるにもかかわらず、日本書紀と同じく、宣命書きが採用されることはない。仮名の小字割り書きは以音注などの注記に限られる。<sup>(1)</sup>

ウタがすべて仮名書きされているということは、そうでない部分はウタでないという編者の認識を示すものであり、日本語語形の保存を第一としない部分、つまり、仮名書きではない箇所にも、ウタに通じる部分はある。別稿に<sup>(2)</sup>取り上げた、記清寧条、顕宗天皇即位前紀のオケ・ヲケ二皇子発見譚の室寿と名乗の部分が一例となる。

脚|日|木|此|傍|山|牡|鹿|之|角|  
（牡鹿、此云左鳥子加）  
举而吾儂者  
五十隱山三尾之竹矣  
訶岐（此二（真福寺本「三」）字以音）  
（紀）

刈末押糜魚簀如調八絃琴

（紀）

ここには、あきらかに他の部分と異なる、借訓仮名とおぼしき用法がみえ、表音的用法（仮名書き）がその背後にあったことを思わせる。<sup>(3)</sup>日本書紀には、引用箇所を含む長い真名書き（漢文体）の室寿（為室寿曰）に続いてウタ（歌曰）が一字一音の借音仮名で記され、さらに名乗（誥之曰）が真名書きで置かれており、定型（短歌体）の歌のみが仮名書きされていることになる。日本書紀においては、室寿と名乗のことはウタとみとめられず、間に置かれた定型のウタのみがウタとみとめられていたということになる。播磨国風土記にも同じ内容の説話がみえ、全く別の表現ではあるが、やはりウタが仮名交じりの真名書きで載せられており、他の部分とは異なっている。そこからも、分節された表音用法を含む真名書きがあったと思われるのである。とするならば、日本書紀の一字一音の借音表記は、紀の論理に従ってウタと認定された結果であるということになる。ウタと認定されないかぎりにおいて、室寿と名乗の部分は仮名書きにはされなかったのである。

一字一音の借音仮名表記をウタ表記の基本とすることは、続日本紀以下の史書においても採用される。紀に続く五国史には一字一音の借音仮名表記されるウタが、計九首みとめられる。

続日本紀 二箇所五首

天平十五年五月(三首)

宝龜元年三月(二首)

日本後紀 二箇所二首(一首は定型の童謡)

大同元年四月(一首、桓武天皇即位前の童謡)

大同三年九月(一首)

続日本後紀 一箇所二首

承和十二年正月(二首)

ただし、一字一音の借音仮名表記以外に、次の例外がある。

続日本紀

真名書き一首

天平十四年正月 新年始迹何久志社供奉良米萬代摩提

丹

宣命書き二箇所二首(一首童謡、一首は宣命中)

天平勝宝元年

第十三詔中の「海行(波)…」の長歌

光仁天皇即位前紀 光仁天皇即位前の童謡(先掲)

続日本後紀

宣命書き二箇所二首(一首は童謡、一首は長歌)

承和九年八月 淳和天皇即位前の童謡

嘉祥二年三月 仁明天皇四十賀を寿ぐ興福寺僧長歌

日本三代実録 宣命書き一首(童謡)

清和天皇即位前紀 清和天皇即位前の童謡

続日本紀の真名書き歌一首を除くと、定型の短歌が仮名書き、非定型歌(長歌を含む)が宣命書きという区別が考えられる。

ここでは記紀とは異なる論理が採用されていることになる。記紀歌謡は多くの非定型歌を含み、むしろそこに定型の成立過程を見ることができるのであるが、定型非定型にかかわらずウタは仮名書きされている。定型成立後の史書との差がそこにはあるのであろう。童謡(ワザウタ)に関しては、日本書紀はすべて仮名書きであるが、五国史では宣命書きをもつぱらとし、日本後紀の仮名書きは定型の短歌形式ゆえの仮名書きと見ることができよう。逆に短歌形式でない続日本後紀の長大な長歌は、その内容ゆえに宣命書きが採用されたものと考えることができ。つまり、定型の短歌形式と仮名書きとの結びつきが、史書中のウタの書記形式にみとめられるのである。

## 二、風土記のウタ表記

記紀と時代的に重なる風土記におけるウタ表記は、次のようになっている。

常陸国

仮名書き 三箇所四首

割書き仮名書き 三箇所五首

漢詩訳 一首

播磨国

仮名書き 一首

真名書き 一箇所二首

肥前国

仮名書き 一首

逸文

仮名書き 丹後・志摩・肥前

真名書き 播磨

播磨国の真名書き二首は、記紀のところで触れたオケ・ヲケ二皇子発見譚のものであり、特殊な事情が考えられる。ただ、  
積日本紀所引の逸文、明石馭家条の「住吉之大倉向而飛者許曾速鳥云目何速鳥」が原表記を保存するとすると、播磨国では真名書きも採用された結果のこととして考えうるかもしれない。  
しかし、残る一首が仮名書きされていることは、他の国の方法に合致し、やはりこれが当時の基本的な方法であると考えてよいかと思われる。

古代ウタ表記の一展開 — 漢文中のウタの記載方法をめぐって —

常陸国では、香島郡の三箇所四首に記紀と同じく一字一音の借音仮名表記が見られるが、新治郡の一箇所一首、筑波郡の一箇所二首と茨城郡の一箇所二首は、一字一音の借音仮名表記ながら、次のように小字割書きとなっている。

俗歌曰〈許智多鷄波 平婆頭勢夜麻能 伊波婦尔母 為互  
許母郎奈牟 奈古非叙和支母〉  
(新治郡)

其唱曰〈都久波尼尔阿波牟等伊比志古波多賀己等岐気波加  
弥尼阿須波気牟也 都久波尼尔伊保利豆都麻奈志尔和我尼  
牟欲呂波々夜母阿気奴賀母也〉  
(筑波郡)

詠歌云〈多賀波麻尔 支与須留奈弥乃 意支都奈弥 与須  
止毛与良志 古良尔志与良波 又云 多賀波麻乃 志多賀  
是佐夜久 伊毛乎古比 川麻止伊波波夜 志古止売志川  
毛〉  
(茨城郡)

ただし、諸本を勘案すれば、諸本一致して本行と同じ大きさなのは香島郡の一箇所一首「安良佐賀乃 賀味能弥佐気乎多々義々止 伊比祁婆賀母与 和我恵比尔祁牟」のみであり、香島郡の残りの二箇所三首も、むしろ割書きであった可能性がある。<sup>(5)</sup> この形式は、基本的には文脈が本行から割書きへと続く形であり、石塚晴通が指摘するように、<sup>(6)</sup> 古事記系譜部分に特徴的に見られ、仏典の注釈の部分にもままた見られる方法である。

石塚は講義・口述を反映する方法であつたものと考えるが、そう考えても、やはりそこが本行の語に対する注釈的な部分であることにはかわりない。

古事記の場合、

次天津日子根命者、へ凡川内国造・額田部湯坐連・茨木国

造・倭田中直・山代国造・馬来田国造・道尻岐国造・周芳

国造・倭淹知造・高市縣主・蒲生稻寸・三枝部造等之祖也

(上卷)

のように「―者へ(也)」の形式で氏族の祖を示すものであり、いわば天津日子根命に対する注記ともいえ、文脈が切れるか続くかは大きな違いではあるが、同じく氏族の祖を示すのに、

建比良鳥命、へ此出雲国造・无耶志国造・上菟上国造・下菟

上国造・伊自牟国造・津嶋縣直・遠江国造等之祖也(上卷)

のように、中国古典の注形式の方法を用いるのと、同じ方法も採用される。風土記のウタの場合は、先掲筑波郡の例のように、「―日(へ也)」という古事記の場合と構文的に同じ形式であり、ウタを、本行から割書きへ文脈が続く形の注記とみなして記載したものと考えられる。それは、同じ常陸風土記において漢詩訳した一首が割書きされないのとは対照的であり、中国語文は一連の文として、日本語文のウタは注記の形式で記されたと理

解できよう。この方法は、ウタの表記形式としては、常陸風土記のほか、後の日本靈異記、将門記にも採用されるが、注形式を採用するということは、やはり中国語とは異質なものの、つまり表音用法の日本語要素を、本文に対する注記と同列にとらえ漢文中に組み入れる、ひとつの形式であつたのである。

これは、ちょうど宣命書きに通じる日本語要素を補入する方法でもある。宣命書きは、本行に対する日本語要素の補入形式であり、仮名書きの部分なしでもいわゆる変体漢文としては通じるものであるが、一方で本行から割書きへと文章としては連続する形式でもあるからである。

常陸風土記は正格の漢文で綴られるが、次の部分は、割書きの部分にいわゆる宣命大書体がみられる。

天則号日香島之宮、地則名豊香島宮(俗云、豊葦原水穂国所依将奉止詔留尔、荒振神等又石根本立草乃片葉辞語之昼者狭蠅音声夜者火光明国、此乎事向平定大御神止、天降供奉)(中略)五色繩一連(俗曰、美麻貴天皇之世、大坂山乃頂尔白細乃大御服々坐而白梓御杖取坐識賜命者、我前乎治奉者汝聞看食国乎大国小国事依給等識賜岐、于時追集八十之伴緒举此事而訪問、於是大中臣神聞勝命答曰、大八島国汝所知食国止事向賜之香島国坐天津大御神乃举教事者、天

皇聞諸即恐驚奉納前件幣帛於神宮也」(香島郡)

ここは、本行から割書きに文脈が続く形式ではないけれども、先の記述に対する注になっている部分で、口承的な要素が強い。本来なら宣命書き、つまり仮名は小字で記されるような部分であるが、割書きの中にあつて仮名の部分を小書きできないので、表語用法と表音用法とが同じ大きさに書かれたものと思われる。日本書紀神代紀の一書に訓注が同じ大きさになつて章段末におかれているのは、一書自体がもともと割書きだったからであり、古事記において「我那勢之命、爲如此登」(此一字以音)詔「布刀御幣登取持而」など、宣命体と同じ部分で宣命書きになつていないのは、小字割書きが、先に述べたような系譜や以音注等の注記に限られ、日本語文中の表音用法は音訓交用するという書記方針のためであるからだと理解される。

播磨風土記にも、「御佩刀之八咫劔之上結尔八咫勾玉下結尔麻布都鏡繫、賀毛郡山直等始祖息長命(一名伊/志治)爲媒而」(賀古郡)のように、古事記と同じような音訓交用の部分が見とめられるが、注記が小書きされることはあつても、文脈上の仮名書きは、やはり、本行と同じ大きさに書かれている。これは、播磨国風土記の文体基調が、正格の漢文よりもどちらかという古事記に近いことを物語るものと思われる。

つまり、割書きの注形式によつて仮名書き要素を組み入れる方法は、一つには宣命書きとしての日本語要素を補入する方法としてあり、一つには漢文体の中にウタを表音的に組み込む方法としてある。いずれも、借音仮名によつて漢文中に日本語要素を表音的に組み入れるところに共通点があり、それは石塚が「講義・口述」的としたのと通じる面がある。ウタの仮名書きは、日本語語形の表示という、まさに口頭語的な注記として、本行から割書きへと連続しているのである。

### 二、日本靈異記と将門記のウタ表記

常陸風土記の割書きと同じ方法は、日本靈異記と将門記とに見られるが、それぞれは質的に大きく異なる。

日本靈異記は三巻からなり、四字句を基調とする和習の強い漢文体ないしいわゆる変体漢文の文章であり、今まで見てきたところというならば、古事記や播磨国風土記のように仮名で日本語要素を交えるようなことはないが、日本書紀や常陸国風土記のように正格の漢文をめざしたようなものでもない。ただ、さまざまな面で日本語文というよりは、純粹に漢文を指向しているといえる。つまり、いくつかの和習は指摘できるものの文体の基調はあくまで漢文であり、その点で、割り書きは主に、



語句の注記として漢文中に組み込むために使われるが、次の一例とウタ四首とが、本行から割書きに続く形式になっている。

故誦夫語而来寐。故（名為支／都祢也）（上二縁）

ここはやはり「キツネ」という日本語語形を表音的に注記形式で記したものであり、ウタの割り書きは上巻と中巻とに二首づつあらわれ、下巻は先にふれた童謡（ワザウタ）六首が本行に宣命書きで記されるのみである。

恋歌曰（古比波未奈加我宇弊迹於知奴多万可支流波呂可迹）（上二縁）

美江天伊爾師古由恵迹）（上二縁）

歌言（伊可流可乃三乃乎可波乃太紅波己曾和可於保支見乃）（上四縁）

三奈々和数良礼女）（上四縁）

作歌曰（加良須止伊布於保乎蘇止利能去止乎能米止母尔止）（中二縁）

伊比天佐岐陀智伊奴留）（中二縁）

举国歌詠之謂（奈礼乎曾与羊尔保師登多礼阿牟知能古牟智）（中三十三縁）

能餘召豆能古南无々々耶仙佐加文佐加母持酒々利法万宇師）（中三十三縁）

夜万能知識阿万志尔々々々）（中三十三縁）

上巻の二首と中巻の一首は、五七五七七の定型の短歌体であり、中巻三十三縁の一首は非定型であり、「挙国」とあるように下巻三十八縁前半のと同じく童謡（ワザウタ）である。下巻の

童謡（ワザウタ）が宣命書きされるのは、続日本紀以下の史書の例に合致する。ただし、下巻三十八縁前半は、有力な伝本である前田家本、来迎院本になく、また、書き出しが、「夫善与悪之表相将現之時、彼善厲之表相先兼作物形、周行於天下国而歌咏示之」とあって、他のすべての章段が時代・人物・場所のいずれかから始まるのは大きく異なっている。また、前段と後段の間に訓注があるのも異例である。おそらく前段は、後補されたものと思われる。したがって、上中巻のウタの記し方とは異なる論理があるのかもしれない。

五国史では、定型のウタの仮名書きが、童謡（ワザウタ）の宣命書きよりも優先した結果、日本後紀の定型の童謡（ワザウタ）が仮名書きされたと理解したのであるが、ここで非定型の童謡（ワザウタ）が仮名書きされるということは、上中巻においては、定型非定型、童謡（ワザウタ）であるかどうかにかかわらず、ウタの仮名書きが優先した、そして、下巻においては定型非定型にかかわらず童謡（ワザウタ）の宣命書きが優先したということであると理解される。

また、上中巻の仮名書きには、風土記や国史類とは異なる点がある。つまり、上巻の二首には「江・三・見・女」の借訓仮名が使われており、中巻の童謡（ワザウタ）には「仙・持・法・

知識」といった表語用法が含まれている。漢文中にウタを仮名書きする場合は、記紀から五国史、風土記においても、借音仮名がもつばら用いられ音訓は厳密に区別されていたものと思われる。この点で靈異記の仮名ウタは木簡のウタ表記に通じる。<sup>(7)</sup>

とするならば、漢文中に外国語表示同様の方法で日本語要素を組み込む記紀のウタや、注記として漢文と区別する常陸風土記のウタが、音訓を厳密に区別し、借音仮名のみで記されるのは異なり、漢文とは無関係に独立して仮名書きされているウタが漢文の注記として組み入れられていると考えることができる。仮名書きであることで、漢文中に注として組み入れられているだけで、そこにはもはや、中国語文中に外国語としての日本語部分を借音表記するという、音訓の対立的な意識は感じられない。ウタが漢文中にあるから仮名書きではなく、仮名書きのウタが漢文中に組み込まれているのである。

将門記は真福寺本と楊守敬本とで書記様式が異なる。真福寺本は靈異記と同じく本行から割書きへ続く形式であり、楊守敬本は第一首しか残っていないが、ウタの前後で改行されている。ウタの前後で改行する形式は、本行からそのまま続けて書かれる形式よりも遅れると判断されるので、今、真福寺本の形式をより古い形とみとめて、これによって考えてゆくことにする。

忽有勅歌曰（冊尔手毛風之便丹吾ノ問枝離垂花之宿緒）

和之曰（冊尔手毛花之句散来者我ノ身和比志止於毛保江奴鉤）

寄人詠曰（花散之我身牟不成吹風波ノ心牟遭杵物尔佐利計留）

将門記のウタは、本行から割書きに続く形式をとりながら、一字一音の仮名書きではなく、真名書きになっている。その用字は、和製漢字「句」や訓仮名「手・緒・垂・鉤・江」、あるいは「ぞありける」の縮約形「佐利計留」など、新撰万葉集に通じる点がある。

日本靈異記と将門記との間にある百数十年の時の隔たりのうちに、日本語史的には文字としての仮名（ひらがな・カタカナ）の成立がある。日本語を書き記すための表音文字としての「かな」成立以降、古今集に代表されるように、ウタを記すのがもつばら「かな」であり、漢字ならびに漢文と完全に分業されるようになる。漢文中に同化できるのは、表音用法としての仮名（真仮名）あるいは「かな」（平仮名）ではなく、むしろ漢文的な真名書きではなかったか。新撰万葉集が漢詩との関係で真名書きされたことが思い合わされる。

もちろん、将門記の個別の要素も考えうる。つまり、将門記

において割り書きは、漢文引用の注記として多用される。その漢文引用との整合性において、ウタの真名書きがあったことも考えられよう。また、次の時代の公家日記には、真仮名や宣命書き（権記など）、「かな」書き（御堂関白記）など多様な方法がみとめられる。とするならば、将門記の真名書きは個別の事情として考えるべきかもしれない。しかしながら、本行から割り書きに文脈が続く形式によるウタの記載方法において、常陸風土記、日本霊異記との続きの中で考えるならば、まさに、ウタの仮名書きにおける「かな」の独立過程に対応しているように見えるのである。

#### 四、漢文中のウタ表記の諸相

以上、八世紀から十世紀にかけての漢文中にウタを記載する方法について、ウタの仮名書きという観点から検討を加えてきた。記紀歌謡の一字一音の借音仮名の方法は、いわば漢文中の他言語の固有名詞表記の方法であり、そこに用いられる仮名は、木簡にみられるウタの仮名書きとは位相を異にする。日本書紀に続く五国史においては、日本書紀とは異なる論理が採用されており、短歌形式の仮名書き（一字一音の借音仮名）と非定型（非短歌形式）の宣命書きという方法が採用されたものと思しい。ま

た、記紀と同時代の風土記においては、基本的には記紀同様の仮名書きが採用される中で、常陸風土記には、古事記の系譜部分に通じる、本行から割書きへと文脈が続く方法による、小字割書きによるウタの仮名書きがみとめられた。これは、注記記載の方法であり、ウタの仮名書きが中国語に対する日本語語形の補入という宣命書きに通じる方法であった。宣命書きとウタとは、日本語語形の表示という面でも共通点がある。八世紀には、中国語文の、固有名詞表記の方法の流れと、注形式の流れとの、二つの方法が漢文中に異質な要素である「ウタの表音表記（日本語形の保持）」組み込み方法としてあったことになる。

五国史のウタ記載原理である非定型の宣命書きについては、続日本紀とほぼ同時代の日本霊異記下巻の童謡（ワザウタ）にもみられるが、霊異記のほうは定型の童謡（ワザウタ）も宣命書きであり、定型の仮名書きよりも童謡（ワザウタ）の宣命書きが優先されたものと思われる。また、霊異記の上下巻においては仮名の割書きが採用されるが、これも史書や風土記のように、漢文に対して仮名は、一字一音の借音仮名であることによつて、明確に本行に対立するのと異なり、どちらかといえば木簡のウタの仮名書きに近い、一字一音の借訓仮名や一部表語用法がみとめられ、形式的には常陸風土記の本行から割書きへ文

脈が続く方法によるウタの仮名書きを採用しながらも、ウタは既に独立した仮名書きウタとしてあつたことを想像させるものであつた。このあたりに、漢文との関係から離れて、文字としての仮名の成立する基盤があるように思われる。いずれにせよ、宣命書きによる内容重視と仮名書きによる語形重視の二つの方法が、漢文中に日本語要素を組み込む方法として九世紀にはあつたと一応は結論づけられようか。

このように、漢文中のウタの書記方法は仮名の成立にかかわつてさまざまの様相でもつて展開する。木簡の仮名書きに象徴される基層としてのウタの仮名書き、万葉集仮名書き歌巻に象徴される歌集としての仮名書きと平行して、漢文中の仮名書きウタもまた、仮名の成立（象徴的には古今集が仮名で書かれること）への、ひとつの流れといえるのである。

## おわりに

近年大量に出土する木簡によつて、七世紀にはウタが仮名書きされてきたことが明らかになつた。<sup>(8)</sup>ただし、木簡に単独にウタが仮名書きされる場合以外にも、万葉集のような歌集にウタが仮名書きされる場合や漢文中にウタが仮名書きされる場合など、ウタの仮名書きはそれぞれの場面において、さまざまのあ

りようを示す。八世紀の多様なウタの書き様と、古今集へと収斂するウタの仮名書きとの関係も、単に文学史の問題だけでなく、日本語書記史にとつても大きな問題なのである。

仮名が成立する過程やその時期については、稿を改める必要がある。というのは、木簡の仮名体系がひとつ基盤層の仮名の成立を前提するものであるととらえられる一方で、真に日本語を書記する方法としての仮名の成立は、日本語の文字としての仮名（ひらがな・カタカナ）の成立を待たなければならぬとする考え方もありうるからである。

しかしながら、いずれにせよウタの仮名書きが仮名成立のひとつの道筋を形成することは、本稿における漢文中のウタの書き様の展開においても、指摘しうるのではないかと思う。古今集がおそらくは奏覧当初から仮名書きされたことは、早い時期からウタの仮名書きが木簡に通じる基盤層（日用の仮名書き）においてひとつの重要な地位を占めていたからであると考えられる。そしてその間に、万葉集における仮名書きウタの問題、漢文中における仮名書きウタの問題、また、日本語語形保持のための宣命書きの問題がある。前稿に発して以下に展開する予定の「万葉集仮名書き歌巻論」は、万葉集論をもくろむのではなく、仮名の成立環境としての歌集編纂方法を考え、ウタの仮

名書きをあつかう点において、日本語書記史の一部を構成するものであり、本稿もその一部分をになうひとつの展開として、提示するものである。

〔注〕

- (1) 拙稿「古事記の書き様と部分的宣命書き」(『上代語と表記』二〇〇〇、おうふう)
- (2) 拙稿「記紀のウタと木簡の仮名」(国文学五十一巻一号、二〇〇六・一)
- (3) ここで、「その背後に」というのは、仮名で書かれていたかどうかは問題ではない。そもそも七五調のリズムというのは、ウタのことばを一つ一つの音に分節した結果に他ならない、詠唱上のリズムである。そこに音の分節化と一字一音仮名の成立とがある。定型が成立する基盤がある。万葉集人麻呂歌集略体歌は、まさにその意味で、仮名書きを背後にもっている。この部分は、ある程度真名書きの説話が資料としてあったと思しいが、それでもその背後には仮名書き(一音一音の分節意識)があったと考えるのである。
- (4) このウタの初二句を同じくする歌が二首、万葉集に収められる。  
新年始尔 思共 伊牟礼氏乎礼婆 宇礼之久母安流可(19 四二八四)

新年乃始乃 波都波流能 家布敷流由伎能 伊夜之家餘其騰(20 四五一六)

特に卷二十は仮名書き主体であるにもかかわらず、初二句が真名書きされていることを考えると、ある程度このような形が定着しており、この形で大歌所などに記録されていたものと思われる。その点で、その時々記録された他の歌とは異なるも

のと考えられる。

- (5) 群書類従本や伴直方本、西野宣明版本では、三首とも割書き、松下見林本では童子松原の二首のうちの第一首が大書、第二首と白鳥里の一首とが割書きになっている。
- (6) 石塚晴通「本行から割注へ文脈が続く表記形式―古事記を中心とする上代文献及び中国中古文獻に於て―」(国語学七〇、一九六七・九)
- (7) 注2前掲拙稿参照
- (8) 犬飼隆『木簡による日本語書記史』(二〇〇五、笠間書院)、「歌の文字化」論争について(美夫君志七〇号、二〇〇五・三)
- (9) 拙稿「万葉集仮名書き歌巻論序説」(女子大文学国文篇五十六号、二〇〇五・三)

〔資料〕

日本霊異記(上巻は興福寺本、中下巻は真福寺本をもととして校訂を加える)、日本書紀(基本的に日本古典文学大系により、影印本を確認して、校訂を加える)、古事記(真福寺本をもととして校訂を加える)、風土記(基本的に新編日本古典文学全集により、播磨国風土記は天理図書館本、常陸国風土記は四本対照常陸国風土記(風土記研究十(十二号)、出雲風土記は出雲国諸本集成によって校訂を加える)、五国史(基本的に国史大系により、続日本紀は蓬左文庫本、国立歴史民俗博物館本、日本後紀は天理図書館本により校訂を加える)、将門記(真福寺本による)

〔付記〕

本稿は、平成十七年度科学研究費補助金(基盤研究(C))による研究成果の一部である。

(いぬい よしひこ・本学教授)